

施設使用料改定比較資料（文化会館）

1 対象施設

- (1) 奥州市文化会館 … 2
- (2) 江刺体育文化会館 … 3
- (3) 前沢ふれあいセンター … 4
- (4) 胆沢文化創造センター … 5

2 施設ごとの使用料単価、区分の改定内容
 (1) 奥州市文化会館

現行									改定後														
区分			使用料						区分			使用料											
			午前9時から			午後1時から						午後5時から			午前9時から			午後1時から			午後5時から		
			午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで				午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後1時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで			
大ホール 1500	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	24,900円	46,800円	82,900円	27,100円	65,400円	45,600円	大ホール 1500	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	27,300円	51,300円	91,100円	29,800円	71,900円	50,100円						
		その他の日	21,400円	40,500円	68,900円	23,700円	53,700円	36,000円			その他の日	23,500円	44,500円	75,700円	26,000円	59,000円	39,600円						
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	32,800円	63,000円	108,100円	37,200円	84,900円	57,200円	大ホール 1500	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	36,000円	69,200円	118,800円	40,900円	93,400円	62,900円						
		その他の日	28,300円	52,900円	90,500円	30,500円	70,300円	47,700円			その他の日	31,100円	58,100円	99,400円	33,500円	77,300円	52,400円						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	43,100円	78,300円	134,100円	44,000円	103,200円	70,700円	大ホール 1500	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	47,400円	86,200円	147,400円	48,400円	113,400円	77,700円						
		その他の日	34,000円	64,000円	109,100円	37,200円	84,900円	57,200円			その他の日	37,400円	70,400円	120,000円	40,900円	93,400円	62,900円						
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	49,700円	91,900円	158,000円	52,500円	122,500円	83,700円	大ホール 1500	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	54,600円	101,000円	173,600円	57,700円	134,700円	92,000円							
	その他の日	40,700円	76,200円	131,400円	44,000円	102,500円	69,900円			その他の日	44,700円	83,700円	144,400円	48,400円	112,600円	76,800円							
5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	56,500円	106,500円	182,500円	61,900円	142,400円	96,400円	大ホール 1500	5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	62,100円	117,000円	200,600円	68,000円	156,600円	106,000円							
	その他の日	47,400円	88,400円	151,900円	50,900円	118,200円	80,500円			その他の日	52,100円	97,200円	167,000円	55,900円	129,900円	88,500円							
大ホール 984	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	16,300円	30,600円	54,400円	17,800円	42,900円	29,900円	大ホール 984	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	17,900円	33,600円	59,600円	19,500円	47,000円	32,800円						
		その他の日	14,000円	26,500円	45,100円	15,500円	35,100円	23,600円			その他の日	15,400円	29,100円	49,500円	17,000円	38,600円	25,900円						
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	21,500円	41,300円	70,800円	24,400円	55,700円	37,500円	大ホール 984	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	23,600円	45,300円	77,800円	26,800円	61,200円	41,200円						
		その他の日	18,500円	34,600円	59,300円	20,000円	46,100円	31,300円			その他の日	20,300円	38,000円	65,100円	22,000円	50,700円	34,400円						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,200円	51,300円	87,800円	28,800円	67,600円	46,400円	大ホール 984	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	31,000円	56,300円	96,500円	31,600円	74,300円	51,000円						
		その他の日	22,300円	42,000円	71,500円	24,400円	55,700円	37,500円			その他の日	24,500円	46,100円	78,600円	26,800円	61,200円	41,200円						
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	32,600円	60,300円	103,600円	34,400円	80,300円	54,900円	大ホール 984	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	35,800円	66,200円	113,800円	37,800円	88,200円	60,300円							
	その他の日	26,600円	49,800円	86,000円	28,800円	67,100円	45,800円			その他の日	29,200円	54,700円	94,400円	31,600円	73,700円	50,300円							
5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	37,000円	69,800円	119,600円	40,600円	93,400円	63,200円	大ホール 984	5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	40,700円	76,700円	131,500円	44,600円	102,600円	69,500円							
	その他の日	31,000円	57,900円	99,600円	33,400円	77,500円	52,800円			その他の日	34,100円	63,700円	109,400円	36,700円	85,200円	58,000円							
中ホール 504	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	8,300円	15,300円	25,500円	8,800円	19,500円	12,900円	中ホール 504	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	9,100円	16,800円	27,800円	9,600円	21,300円	14,100円						
		その他の日	5,500円	10,500円	18,700円	6,200円	14,800円	10,300円			その他の日	6,000円	11,500円	20,400円	6,800円	16,200円	11,300円						
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	8,800円	16,800円	29,400円	9,900円	23,300円	16,000円	中ホール 504	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	9,600円	18,300円	32,300円	10,800円	25,500円	17,600円						
		その他の日	7,200円	13,700円	24,000円	8,100円	18,900円	13,000円			その他の日	7,900円	15,100円	26,400円	8,900円	20,800円	14,300円						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	15,900円	29,200円	49,600円	16,600円	38,200円	25,900円	中ホール 504	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	17,400円	32,000円	54,400円	18,200円	41,900円	28,400円						
		その他の日	11,100円	21,100円	37,500円	12,400円	29,700円	20,700円			その他の日	12,200円	23,200円	41,200円	13,600円	32,600円	22,700円						
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	19,300円	35,200円	59,700円	19,900円	45,900円	31,100円	中ホール 504	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	21,200円	38,700円	65,600円	21,800円	50,400円	34,200円							
	その他の日	13,300円	25,000円	44,700円	14,500円	35,400円	24,900円			その他の日	14,600円	27,400円	49,100円	15,900円	38,800円	27,300円							
5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	22,600円	41,300円	69,900円	23,300円	53,700円	36,400円	中ホール 504	5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	24,800円	45,300円	76,800円	25,600円	59,000円	40,000円							
	その他の日	15,500円	28,800円	54,800円	16,600円	41,100円	29,100円			その他の日	17,000円	31,600円	57,100円	18,200円	45,100円	32,000円							
中ホール00	入場料を徴収しない場合	／	4,500円	8,600円	12,000円	4,700円	10,500円	7,500円	中ホール00	入場料を徴収しない場合	／	4,900円	9,000円	15,400円	5,100円	11,900円	8,200円						
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	／	4,900円	9,300円	13,400円	5,200円	11,700円	8,200円		中ホール00	1,000円以下の入場料を徴収する場合	／	5,300円	9,900円	17,000円	5,700円	13,200円	9,000円					
	1,000円を超える入場料を徴収する場合	／	8,300円	15,700円	22,500円	8,800円	19,600円	13,900円			中ホール00	1,000円を超える入場料を徴収する場合	／	9,100円	16,800円	28,800円	9,600円	22,300円	15,200円				
展示室	入場料を徴収しない場合	／	3,700円	7,000円	10,000円	3,900円	8,700円	6,200円	展示室	入場料を徴収しない場合	／	4,000円	7,300円	12,700円	4,200円	9,900円	6,800円						
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	／	4,100円	7,700円	11,100円	4,300円	9,700円	6,800円		展示室	1,000円以下の入場料を徴収する場合	／	4,500円	8,200円	14,100円	4,700円	10,800円	7,400円					
	1,000円を超える入場料を徴収する場合	／	6,900円	13,000円	18,700円	7,300円	16,300円	11,500円			展示室	1,000円を超える入場料を徴収する場合	／	7,500円	13,900円	23,800円	8,000円	18,500円	12,600円				
リハーサル室	／	4,200円	7,500円	12,800円	4,200円	9,800円	6,700円	リハーサル室	／	4,620円	8,300円	14,100円	4,620円	10,700円	7,370円								
第1会議室	／	1,600円	2,900円	4,400円	1,600円	3,600円	2,200円	第1会議室	／	1,760円	3,100円	5,000円	1,760円	3,700円	2,420円								
第2会議室	／	1,600円	2,900円	4,400円	1,600円	3,600円	2,200円	第2会議室	／	1,760円	3,100円	5,000円	1,760円	3,700円	2,420円								
第1楽屋	／	1,100円	1,900円	3,300円	1,100円	2,500円	1,700円	第1楽屋	／	1,210円	2,100円	3,600円	1,210円	2,700円	1,870円								
第2楽屋	／	800円	1,400円	2,300円	800円	1,800円	1,200円	第2楽屋	／	880円	1,500円	2,600円	880円	1,900円	1,320円								
第3楽屋	／	1,100円	1,900円	3,300円	1,100円	2,500円	1,700円	第3楽屋	／	1,210円	2,100円	3,600円	1,210円	2,700円	1,870円								
第4楽屋	／	800円	1,400円	2,300円	800円	1,800円	1,200円	第4楽屋	／	880円	1,500円	2,600円	880円	1,900円	1,320円								
第5楽屋	／	800円	1,400円	2,300円	800円	1,800円	1,200円	第5楽屋	／	880円	1,500円	2,600円	880円	1,900円	1,320円								
第1練習室	／	1,300円	2,400円	4,100円	1,400円	3,200円	2,200円	第1練習室	／	1,430円	2,600円	4,500円	1,540円	3,500円	2,420円								
第2練習室	／	1,100円	2,000円	3,400円	1,200円	2,700円	1,800円	第2練習室	／	1,210円	2,200円	3,800円	1,320円	2,900円	1,980円								
第3練習室	／	900円	1,700円	2,900円	1,000円	2,300円	1,600円	第3練習室	／	990円	1,800円	3,200円	1,100円	2,500円	1,760円								
第1和室	／	1,000円	1,800円	2,900円	1,000円	2,200円	1,500円	第1和室	／	1,100円	1,900円	3,200円	1,100円	2,400円	1,650円								
第2和室	／	1,100円	1,900円	3,300円	1,100円	2,500円	1,700円	第2和室	／	1,210円	2,100円	3,600円	1,210円	2,700円	1,870円								
第3和室	／	700円	1,200円	2,100円	700円	1,600円	1,100円	第3和室	／	770円	1,300円	2,300円	770円	1,700円	1,210円								
野外ステージ	／	／	／	3,000円	／	／	／	野外ステージ(1回につき)	／	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円								

現行	改定後
<p>1 「大ホール1500」とは、大ホール全席を使用する場合、「大ホール984」とは、大ホール2階席を閉鎖し、1階席のみを使用する場合、「中ホール00」とは、中ホールを展示の目的で使用する場合、「中ホール504」とは、「中ホール00」として使用する場合以外の場合をいう。</p> <p>2 「入場料」とは入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。</p> <p>3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。</p> <p>4 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。</p> <p>5 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。</p> <p>[国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]</p> <p>6 大ホール、中ホール及び展示室において、入場料を徴収しないが、営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホール1500、大ホール984及び中ホール504については5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の110を乗じて得た額とし、中ホール00及び展示室については1,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の600を乗じて得た額とする。</p> <p>7 リハーサル室、会議室、練習室、和室及び屋外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、既定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。</p> <p>8 大ホール、中ホール504の舞台、中ホール00及び展示室を専ら準備、撤去又は練習のため使用する場合は、既定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>9 楽屋は、大ホール及び中ホール504を使用する場合のみ使用できるものとする。</p> <p>10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後5時から午後10時までの使用料の額の1時間当たりの額に100分の250を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。</p> <p>11 この表により算出した区分ごとの使用料の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てるとする。</p>	<p>1 「大ホール1500」とは、大ホール全席を使用する場合、「大ホール984」とは、大ホール2階席を閉鎖し、1階席のみを使用する場合、「中ホール00」とは、中ホールを展示の目的で使用する場合、「中ホール504」とは、中ホールを「中ホール00」として使用する場合以外の場合をいう。</p> <p>2 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。</p> <p>3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。</p> <p>4 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。</p> <p>5 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。</p> <p>6 楽屋は、大ホール又は中ホール504を使用する場合のみ使用できるものとする。</p> <p>7 大ホール、中ホール又は展示室において、入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホール1500、大ホール984及び中ホール504については5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の1.1倍の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、中ホール00及び展示室については1,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の6倍の額とする。</p> <p>8 リハーサル室、会議室、練習室、和室又は屋外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>9 大ホール、中ホール504の舞台、中ホール00又は展示室を専ら準備、撤去又は練習のため使用する場合は、この表に定める額(備考7の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>10 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後5時から午後10時までの使用料の額(備考7又は備考8の適用がある場合は、その適用後の額)の1時間当たりの額の2.5倍の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>11 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>

(2) 江刺体育文化会館

現行	改定後																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分\使用施設</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>9,270円</td> <td>12,360円</td> <td>16,480円</td> <td>30,900円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>1,236円</td> </tr> <tr> <td>第1楽屋</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>1,236円</td> </tr> <tr> <td>第2楽屋</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>1,236円</td> </tr> <tr> <td>第3楽屋</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>515円</td> <td>1,236円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>冷房設備(1時間当たり)</td> <td>ホール: 2,884円</td> </tr> <tr> <td>暖房設備(1時間当たり)</td> <td>ホール: 2,575円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 使用者が入場料を徴収する場合(会費、寄附金及び負担金等の料金徴収を含む。)の使用料は、使用料に次に掲げる入場料の額の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(1) 500円を超え、1,000円未満 3割</p> <p>(2) 1,000円以上2,000円未満 5割</p> <p>(3) 2,000円以上3,000円未満 7割</p> <p>(4) 3,000円以上 10割</p> <p>2 入場料は徴収しないが、商店の宣伝、展示等営利を目的として使用する場合は、倍額とする。</p> <p>3 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後10時まで使用する場合は、各時間区分の使用料を合算した額とする。</p> <p>4 やむを得ない理由で時間区分を繰上げ又は繰下して使用する場合は、当該時間区分に係る1時間当たりの額に使用時間数を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。ただし、午前9時以前又は午後10時以降の使用料は、午後6時から午後10時までの時間区分の使用料の1時間当たりの額に使用時間数を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。</p> <p>5 4の場合において、繰上げ又は繰下して使用する時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切捨てとする。</p> <p>6 ホールの舞台を専ら練習、準備、撤去等のために使用する場合は、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。</p>	時間区分\使用施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	全日	ホール	9,270円	12,360円	16,480円	30,900円	会議室	515円	515円	515円	1,236円	第1楽屋	515円	515円	515円	1,236円	第2楽屋	515円	515円	515円	1,236円	第3楽屋	515円	515円	515円	1,236円	冷房設備(1時間当たり)	ホール: 2,884円	暖房設備(1時間当たり)	ホール: 2,575円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">使用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">午前9時から</th> <th colspan="2">午後1時から</th> <th>午後6時から</th> </tr> <tr> <th>午後1時まで</th> <th>午後6時まで</th> <th>午後10時まで</th> <th>午後6時まで</th> <th>午後10時まで</th> <th>午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ホール</td> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>9,900</td> <td>23,100</td> <td>33,000</td> <td>13,200</td> <td>30,800</td> <td>17,600</td> </tr> <tr> <td>1,000円以下の入場料を徴収する場合</td> <td>12,800</td> <td>30,000</td> <td>42,900</td> <td>17,100</td> <td>40,000</td> <td>22,800</td> </tr> <tr> <td>1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合</td> <td>14,800</td> <td>34,600</td> <td>49,500</td> <td>19,800</td> <td>46,200</td> <td>26,400</td> </tr> <tr> <td>2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合</td> <td>17,800</td> <td>41,500</td> <td>59,400</td> <td>23,700</td> <td>55,400</td> <td>31,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,000円を超える入場料を徴収する場合</td> <td>19,800</td> <td>46,200</td> <td>66,000</td> <td>26,400</td> <td>61,600</td> <td>35,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議室(1時間につき)</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1楽屋</td> <td>550</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> <td>550</td> <td>1,100</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2楽屋</td> <td>550</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> <td>550</td> <td>1,100</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3楽屋</td> <td>550</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> <td>550</td> <td>1,100</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>冷房設備(1時間当たり)</td> <td>ホール: 3,080円、楽屋: 100円</td> </tr> <tr> <td>暖房設備(1時間当たり)</td> <td>ホール: 2,750円、会議室: 100円、楽屋: 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。</p> <p>2 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。</p> <p>3 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。</p> <p>4 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。</p> <p>5 会議室又は楽屋において、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。</p> <p>6 ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>7 会議室において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>8 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後6時までの場合は午後1時から午後6時までの、午後6時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後6時から午後10時までの使用料の額(備考5の適用がある場合は、その適用後の額)の1時間当たりの額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>9 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>	区分		使用料(単位:円)						午前9時から			午後1時から		午後6時から	午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後10時まで	ホール	入場料を徴収しない場合	9,900	23,100	33,000	13,200	30,800	17,600	1,000円以下の入場料を徴収する場合	12,800	30,000	42,900	17,100	40,000	22,800	1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	14,800	34,600	49,500	19,800	46,200	26,400	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	17,800	41,500	59,400	23,700	55,400	31,600		3,000円を超える入場料を徴収する場合	19,800	46,200	66,000	26,400	61,600	35,200	会議室(1時間につき)		200	200	200	200	200	200	第1楽屋		550	1,100	1,650	550	1,100	550	第2楽屋		550	1,100	1,650	550	1,100	550	第3楽屋		550	1,100	1,650	550	1,100	550	冷房設備(1時間当たり)	ホール: 3,080円、楽屋: 100円	暖房設備(1時間当たり)	ホール: 2,750円、会議室: 100円、楽屋: 100円
時間区分\使用施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	全日																																																																																																																												
ホール	9,270円	12,360円	16,480円	30,900円																																																																																																																												
会議室	515円	515円	515円	1,236円																																																																																																																												
第1楽屋	515円	515円	515円	1,236円																																																																																																																												
第2楽屋	515円	515円	515円	1,236円																																																																																																																												
第3楽屋	515円	515円	515円	1,236円																																																																																																																												
冷房設備(1時間当たり)	ホール: 2,884円																																																																																																																															
暖房設備(1時間当たり)	ホール: 2,575円																																																																																																																															
区分		使用料(単位:円)																																																																																																																														
		午前9時から			午後1時から		午後6時から																																																																																																																									
		午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後10時まで																																																																																																																									
ホール	入場料を徴収しない場合	9,900	23,100	33,000	13,200	30,800	17,600																																																																																																																									
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	12,800	30,000	42,900	17,100	40,000	22,800																																																																																																																									
	1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	14,800	34,600	49,500	19,800	46,200	26,400																																																																																																																									
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	17,800	41,500	59,400	23,700	55,400	31,600																																																																																																																									
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	19,800	46,200	66,000	26,400	61,600	35,200																																																																																																																									
会議室(1時間につき)		200	200	200	200	200	200																																																																																																																									
第1楽屋		550	1,100	1,650	550	1,100	550																																																																																																																									
第2楽屋		550	1,100	1,650	550	1,100	550																																																																																																																									
第3楽屋		550	1,100	1,650	550	1,100	550																																																																																																																									
冷房設備(1時間当たり)	ホール: 3,080円、楽屋: 100円																																																																																																																															
暖房設備(1時間当たり)	ホール: 2,750円、会議室: 100円、楽屋: 100円																																																																																																																															

(3) 前沢ふれあいセンター

現行					改定後						
ホールの使用料					使用料（単位：円）						
区分			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から			午後1時から	午後5時から	
						午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	
ホール	入場料を徴収しない 場合又は1,000円未 満の入場料を徴収す る場合	土曜日及び休 日	9,600円	9,600円	12,000円	10,500	21,000	34,100	10,500	23,600	13,100
		その他の日	8,000円	8,000円	10,000円	8,800	17,600	28,600	8,800	19,800	11,000
	1,000円以上2,000円 未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休 日	14,400円	14,400円	18,000円	13,600	27,300	44,300	13,600	30,600	17,000
		その他の日	12,000円	12,000円	15,000円	11,400	22,800	37,100	11,400	25,700	14,300
	2,000円以上3,000円 未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休 日	17,300円	17,300円	21,600円	15,700	31,500	51,100	15,700	35,400	19,600
		その他の日	14,400円	14,400円	18,000円	13,200	26,400	42,900	13,200	29,700	16,500
	3,000円以上の入場 料を徴収する場合	土曜日及び休 日	19,200円	19,200円	24,000円	18,900	37,800	61,300	18,900	42,400	23,500
		その他の日	16,000円	16,000円	20,000円	15,800	31,600	51,400	15,800	35,600	19,800
	1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日までの日をいう。						第1楽屋				
	2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。						第2楽屋				
3 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。						第3楽屋					
4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。						リハーサル室（1時間につき）					
5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセントに相当する額とする。						第1研修室（1時間につき）					
6 冷暖房を使用する場合は、入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。						第2研修室（1時間につき）					
7 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時後のときは午後5時から午後9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までのときは午後5時から午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。						第1和室（1時間につき）					
8 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。						第2和室（1時間につき）					
区分			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	ホワイエ（1時間につき）			エントランスホール（1時間につき）		
第1楽屋			500円	500円	750円	200			200		
第2楽屋			500円	500円	750円	200			200		
第3楽屋			500円	500円	750円	200			200		
リハーサル室			500円	500円	750円	200			200		
第1研修室			500円	500円	750円	200			200		
第2研修室			500円	500円	750円	200			200		
第1和室			500円	500円	750円	200			200		
第2和室			500円	500円	750円	200			200		
ホワイエ			500円	500円	750円	200			200		
エントランスホール			500円	500円	750円	200			200		
1 冷暖房を使用する場合は、使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。						野外ステージ（1回につき）					
2 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時後のときは午後5時から午後9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までのときは午後5時から午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。						3,300					
3 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。						3,300					

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- リハーサル室、研修室、和室、ホワイエ、エントランスホール又は野外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合、この表に定める額の3倍の額とする。
- ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 冷暖房を使用する場合は、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の額の2分の1の額を、楽屋については使用料の額の2分の1の額を、1時間当たりの使用料が定められている施設については1時間につき100円を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 1時間当たりの使用料が定められている施設において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までの場合及び午後9時後の場合は午後5時から午後9時までの使用料の額(備考6の適用がある場合は、その適用後の額)の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(4) 胆沢文化創造センター

現行				改定後							
区分			午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	使用料（単位：円）					
						午前9時から 午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後1時から 午後5時まで	午後9時まで	午後5時から 午後9時まで
大ホール	入場料を徴収しない 場合又は1,000円未 満の入場料を徴収す る場合	土曜日及び休 日	9,000円	15,000円	16,000円	13,200	26,400	42,900	13,200	29,700	16,500
		その他の日	7,500円	13,000円	13,500円	11,000	22,000	35,700	11,000	24,700	13,700
	1,000円以上2,000円 未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休 日	13,500円	23,000円	24,000円	17,100	34,300	55,700	17,100	38,600	21,400
		その他の日	11,500円	19,500円	20,000円	14,300	28,600	46,400	14,300	32,100	17,800
	2,000円以上4,000円 未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休 日	16,500円	27,500円	29,000円	19,800	39,600	64,300	19,800	44,500	24,700
		その他の日	14,000円	23,500円	24,500円	16,500	33,000	53,500	16,500	37,000	20,500
4,000円以上の入場 料を徴収する場合	土曜日及び休 日	18,000円	30,500円	32,000円	23,700	47,500	77,200	23,700	53,400	29,700	
	その他の日	15,500円	26,000円	27,000円	19,800	39,600	64,200	19,800	44,400	24,600	
小ホール	入場料を徴収しない 場合又は500円未 満の入場料を徴収す る場合	土曜日及び休 日	3,000円	5,000円	5,500円	2,900	6,400	11,300	3,500	8,400	4,900
		その他の日	2,000円	4,000円	4,500円	2,000	4,400	7,100	2,000	4,900	2,400
	500円以上1,000円未 満の入場料を徴収す る場合	土曜日及び休 日	4,500円	7,500円	8,500円	6,600	13,200	22,200	6,600	15,600	9,000
		その他の日	3,500円	6,000円	7,000円	4,300	9,600	16,900	5,200	12,600	7,300
	1,000円以上2,000円 未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休 日	5,000円	9,000円	10,000円	7,900	15,800	26,600	7,900	18,700	10,800
		その他の日	4,000円	7,000円	8,000円	5,200	11,500	20,300	6,300	15,100	8,800
2,000円以上の入場 料を徴収する場合	土曜日及び休 日	6,000円	10,000円	11,000円	8,800	17,600	29,600	8,800	20,800	12,000	
	その他の日	4,500円	8,000円	9,000円	5,800	12,800	22,600	7,000	16,800	9,800	
ホール以外 の室	楽屋1		500円	800円	1,000円	700	1,400	2,500	700	1,800	1,100
	楽屋2		400円	700円	900円	570	1,100	2,100	610	1,600	990
	楽屋3		300円	500円	600円	440	800	1,500	440	1,100	660
	主催者控室		300円	500円	600円	440	800	1,500	440	1,100	660
	楽屋事務室		300円	500円	600円	440	800	1,500	440	1,100	660
	作業室兼控室		700円	1,300円	1,600円	1,010	2,100	3,900	1,140	2,900	1,760
	シャワー室		300円	500円	500円	440	800	1,400	440	900	550
	スタジオルーム(1時間につき)		300円	400円	500円	330			440		550
	和室会議室		500円	800円	1,000円	200	200	200	200	200	200
	研修室1		400円	700円	900円	200	200	200	200	200	200
	研修室2		400円	700円	900円	200	200	200	200	200	200
						200	200	200	200	200	200
						200	200	200	200	200	200
						750	1,500	2,500	750	1,700	1,000

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び同月3日をいう。
- 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、大ホールについては4,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とし、小ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においては、時間計算を行うものとする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、大ホールについては入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料、小ホールについては入場料を徴収しない場合又は500円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 冷暖房を使用する場合は、大ホールについては入場料を徴収しない場合又は1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の50パーセント、小ホールについては入場料を徴収しない場合又は500円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50パーセント、ホール以外の室については使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 午前9時前に使用する場合は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時以降の時は午後5時から午後9時までの、午前9時から正午までのときは午前9時から正午までの、正午時から午後5時までのときは正午から午後5時までの、午後5時から午後9時までのときは午後5時から午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日、1月2日及び1月3日をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 楽屋は、大ホール及び小ホールを使用する場合のみ使用できるものとする。
- 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、大ホールについては3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とし、小ホールについては2,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 和室会議室、研修室、創作室又は大ホールホワイエにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 大ホール又は小ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 冷暖房を使用する場合は、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の額の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を、楽屋、主催者控室、楽屋事務室、作業室兼控室及び大ホールホワイエについては使用料の額の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を、1時間当たりの使用料が定められている施設については1時間につき100円を加算した額とする。
- 1時間当たりの使用料が定められている施設において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までの場合及び午後9時後の場合は午後5時から午後9時までの使用料の額(備考7の適用がある場合は、その適用後の額)の1時間当たりの額を加算した額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。